

意見書案第1号

共謀罪（テロ等組織犯罪準備罪）の撤回を求める意見書（案）

地方自治法第99条の規定により、関係行政庁に対し『共謀罪（テロ等組織犯罪準備罪）の撤回を求める意見書』を別紙のとおり提出する。

平成29年3月29日

京田辺市議会

議長 松村 博司 様

提出者	京田辺市議会議員	西畑 利彦
〃	〃	岡本 亮一
〃	〃	横山 榮二
〃	〃	次田 典子
〃	〃	青木 綱次郎

## 共謀罪（テロ等組織犯罪準備罪）の撤回を求める意見書（案）

政府は「テロ等組織犯罪準備罪」という口実で、実際の犯罪行為がなくても、話し合いや相談、計画をただけで犯罪と見なす「共謀罪」を創設しようとしている。どのような相談や計画が犯罪になるかは、捜査機関の裁量にゆだねられ、国民の思想や内心まで処罰の対象とする違憲立法である。今でも大分県警による労働組合事務所の監視など不当な捜査が行われているが、「共謀罪」によって捜査機関による市民生活全体への監視・盗聴が横行することになる。そのため「共謀罪」は、過去3回にわたって国民の反対で廃案となった。

これまでの政府答弁でも、①組織的犯罪集団は幅の広い概念であるのに加え、一般の団体がどのような状態になれば、「組織的犯罪集団に一変した」と見なすのかが不透明で、恣意的な判断により一般市民も処罰の対象になりかねないこと。②テロ組織などは暴力団と異なり、外部から組織的犯罪集団と判断するのは難しいことから、捜査機関が認定を目指す過程で、捜査の権限を乱用するおそれがあること。③組織的犯罪集団の2人以上のメンバーが重大な犯罪の実行を計画することを構成要件としているが、メンバーの計画への合意は顔を合わさなくても、電話や電子メールなどを通じて成立するとしているため、捜査機関が合意の有無を確かめるために電話やメールの内容などを広範囲に捜査することからすべての国民を監視下に置くこと。など表現の自由、集会、結社の自由も脅かされることも明らかとなった。

共謀罪の創設は、憲法が保障する内心の自由を侵害する可能性が極めて高いとし、日本弁護士連合会、憲法学者の会、作家や映画関係者など文化人の団体、映画監督などで作る「映画人九条の会」、100人を超す刑法研究者が法案反対表明を行うなど批判が広がっている。

政府は、2020年東京オリンピック・パラリンピックを背景に「テロ対策」のために必要と言うが、テロ対策の国際的枠組みは、「爆弾テロ防止条約」や「テロ資金供与防止条約」など5つの国連条約及び8つの国際条約がすでに採択され、日本もすべて締結し、それに基づく国内法も整備されている。

よって、新たな立法の必要性はなく、上記の趣旨にたつて、次のことを強く求める。

### 記

- 1 共謀罪（テロ等組織犯罪準備罪）を撤回すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成 年 月 日

京都府京田辺市議会

【提出先】衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、法務大臣、総務大臣、外務大臣

意見書案第 2 号

「テロ等準備罪」を新設する組織犯罪処罰法改正案について  
慎重な審議を求める意見書（案）

地方自治法第 99 条の規定により、関係行政庁に対し『「テロ等準備罪」  
を新設する組織犯罪処罰法改正案について慎重な審議を求める意見書』を  
別紙のとおり提出する。

平成 29 年 3 月 29 日

京田辺市議会

議長 松村 博司 様

提出者	京田辺市議会議員	米澤 修司
〃	〃	河本 隆志
〃	〃	小林 喜代司

「テロ等準備罪」を新設する組織犯罪処罰法改正案について  
慎重な審議を求める意見書（案）

政府は、安倍総理大臣がヨーロッパ諸国を外遊中の3月21日、「テロ等準備罪」を新設する組織犯罪処罰法改正案を閣議決定した。

法案では、一定の犯罪の実行を目的とする「テロリズム集団その他の組織的犯罪者集団」が団体の活動として、重大な犯罪の実行を計画し、計画したうちの誰かが、資金又は物品の手配、関係場所の下見など犯罪を実行するための準備行為を行った場合などに、計画に合意した全員を処罰するとしている。

政府は、2020年の東京オリンピック、パラリンピックに向けたテロ対策の一つと強調している。しかし、テロ防止のための航空機不法奪取防止条約などの国際条約を日本は締結し、日本の刑法には、すでに、テロで想定される多くの重大犯罪を実行以前の段階から取り締まる制度が存在しているとともに、銃や刀剣の所持自体も銃刀法で規制されている。また、政府の示した具体例についても現行法で定める「予備罪」での対応可能範囲であるとの指摘がされている。

「テロリズム集団その他の組織的犯罪者集団」の定義についても、法務大臣は「それを判断するのは捜査機関だ」と断言し、捜査機関の恣意的な判断が懸念されている。

我が国においては「治安維持法」が、捜査機関の恣意的判断により運用され、政府を批判した者も処罰の対象とされ、多くの冤罪事件がつけられ、無謀な戦争を押し進めてきた時代がある。

については、国におかれては「テロ等準備罪」の廃案も含めて慎重に審議することを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成 年 月 日

京都府京田辺市議会

【提出先】衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、法務大臣、外務大臣、総務大臣、内閣官房長官